

物品売払契約書

- 1 件名 森林公園立木発生材（伐採木）売払
- 2 売払物品 別添売払物品概要書のとおり
- 3 履行期限 （物品搬出期限）令和6年8月30日
- 4 契約代金 金■■■, ■■■円
（うち、消費税及び地方消費税の額 金■■, ■■■円）
- 5 支払条件 乙は、代金納入期限までに甲が発行する納入通知書により、その指定する場所において代金を支払するものとする
- 6 代金納入期限 令和6年8月9日
- 7 引渡場所 伐採木堆積場 **（※契約時に詳細な位置情報を記載）**
- 8 契約保証金 免除

上記の物品売払契約について、売払人東神楽町（以下、「甲」という。）と買受人■■■■■■■■■■■■（以下、「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品売払契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約締結を証するため本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年7月■■日

住所又は所在地
売払人（甲） 商号又は名称
代表者又は氏名 印

住所又は所在地
買受人（乙） 商号又は名称
代表者又は氏名 印

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の物品売払契約に関し、この契約書に定めるもののほか、売払物品概要書に従い、これを履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、契約解除及び契約満了後においても同様とする。

3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、売払物品概要書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

6 この契約書及び売払物品概要書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、旭川地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令順守等)

第2条 乙は本契約の履行にあたって、常に善良なる管理者の注意をもって買受けする責を負い、かつ関係する法令のすべての規定を順守しなければならない。

(下請の制限)

第3条 乙は、この契約において処理することとされた事項の全部又は一部について、甲の事前の書面による承認を得ずに第三者に下請させてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継せしめ若しくは担保に供してはならない。

ただし、書面により、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査確認)

第5条 乙は、別紙売払物件概要書に定めた物品搬出を完了したときは、すみやかに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに現地確認検査を行わなければならない。

3 甲は、現地確認検査によって物品搬出の完了を確認したときは、乙に通知するものとする。

4 乙は、現地確認検査に合格しないときは甲の指定する期限内に物品搬出をやり直し、再度甲の現地確認検査を受けなければならない。

(契約金額の納付)

第6条 乙は契約金額を甲の発行する納入通知書により、指定された納付期日までに甲に納付しなければならない。

2 乙は、前項に規定する納付期日までに契約金額を納付することができないときは、遅滞なく、その理由を詳記した書面をもって、甲に対し、納付期日の延長を求め、承認を受けなければならない。

3 納付期日延長の承認があったときは、乙は、甲に対し、前項に定めた納付期日の翌日から、売払代金納付の日まで契約金額に対し年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売払物品の所有権は、乙が契約金額及び遅延利息を完納したときに乙に移転する。

(売払物品の引渡し時期)

第8条 契約金額が完納された後、甲と乙の両者が定める日に、甲と乙が立会のうえ、当該売払物品をその所在する場所から乙に引渡すものとし、乙はこれをすみやかに引取る義務を負うものとし、直ちに売払物品を搬出するものとする。

2 乙は前項の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第9条 乙は契約締結の時から売払物品の引渡しの時まで、甲の責に帰することのない理由により当該売払物品が滅失又は毀損した場合の損害はすべて乙が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は契約締結後、売払物品に数量の不足又は、隠れた瑕疵のあることを発見しても契約金額の減額若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることはできない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が本契約に定める義務を履行する見込みがないとき。
- 二 乙が本契約の各規定に違反し、催告後相当期間内にかかる違反状態が解消されないとき。
- 三 乙から契約解除の申し出があり、甲がその事由を正当と認めたとき。
- 四 前3号に掲げる場合の他、乙が本契約に違反したことにより、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 乙に対して、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立、又は他の類似の法的手続の申立があるか、乙自らかかる申立を行ったとき。
- 六 乙が監督官庁より営業停止、又は許認可等免許若しくは許認可等登録の取消処分を受けたとき。
- 七 乙が自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手につき不渡処分を受け、又は支払停止若しくは支払不能状態に至ったとき。
- 八 乙が、事業の廃止、重大な変更、又は解散決議をしたとき。
- 九 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（解除に伴う返還金等）

第 12 条 甲は前条の規定により契約を解除したときは次項に定める措置を取るものとする。

2 乙が支払った契約金額を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

3 乙の負担した契約の費用は賠償しない。

4 乙が売払物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

（乙の原状回復の義務）

第 13 条 乙は、甲が第 11 条の規定により契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売払物品を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、甲が売払物品を原状に回復させることが適当でないとしたときは、原状のまま返還することができる。

2 乙は前項、ただし書の場合において売払物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合にはその損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第 14 条 甲は乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第 15 条 甲は第 12 条第 1 項の規定により契約金額を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する契約金額の全部又は一部と相殺することができる。

（契約の費用）

第 16 条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用はすべて乙の負担とする。

（契約外の事項）

第 17 条 この契約に定めのない事項又はこの契約において疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。